

# 京都の伝統と文化の ものづくり産業は世界に誇る 私たちの貴重な財産です

神社・仏閣、祭祀、伝統芸能、茶道など・・・私たちの生活と密接に結びついた「日本らしいもの」、伝統と文化を支え、京都の魅力を形成しているものには、脈々と受け継がれてきた京都の「伝統と文化のものづくり産業」の力が生かされています。それこそが、府民の大きな財産なのです。

## 条例制定の趣旨

京都の伝統と文化のものづくり産業は、日本の伝統と文化を支え、世界に誇る府民の貴重な財産です。

ところが、現在、日々の暮らしの中から伝統的な生活文化が失われつつあり、それと密接に結びついてきた伝統と文化のものづくり産業の多くは、存続が危ぶまれるほど厳しい状況にあります。

しかし一方で、ゆとりや潤いのある生活が求められ、伝統的な日本文化への評価が高まってきており、伝統と文化のものづくり産業は、より豊かで文化的な社会を実現するために大きな役割を果たしていくことが期待されています。また、伝統と文化のものづくり産業が世界の人々からあこがれの対象でありつづけることは、京都の輝きを増す大きな力となります。

このため、京都府では、伝統と文化のものづくり産業の一層の振興を図る上での基本的な指針となる条例を制定しました。



## 「伝統と文化のものづくり産業」とは

京都の伝統と文化に生まれ、伝統的に使用されてきた素材や技術または意匠を用いて、伝統と文化を支える様々なものを作り出す産業のことをいいます。



## ～府、事業者、府民が共有する振興の指針～ 基本理念

伝統と文化のものづくり産業を振興するためには、行政の力だけではなく、使い手である府民の皆さんや職人さん、事業者の方々と力を合わせて取り組むことが必要です。

私たちがともに考える「基本理念」として、次のように決めました。

① 伝統的な技術等を保存、継承し、次代を担う人材を育成すること。

② 伝統的な素材や技術、意匠を生かし、さらには先端技術等と融合させることによって、時代の変化に適合した新たなものづくりを推進すること。

③ 伝統を生かした新たな生活文化を創造し、需要基盤を拡大すること。

## ～府、事業者、府民が力を合わせて～ それぞれが果たす役割

### 府の責務

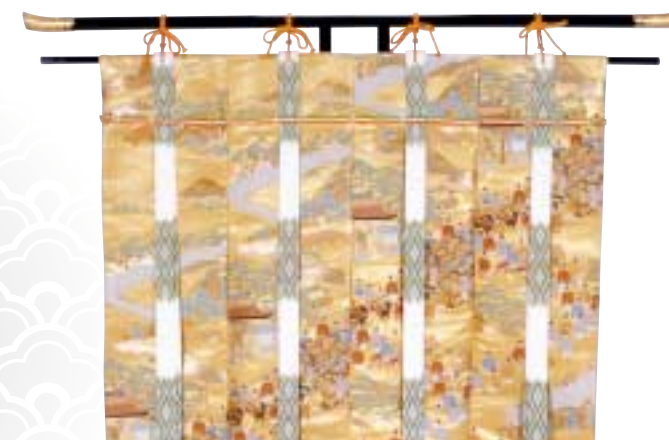
- 振興に関する総合的な施策の策定、実施
- 小規模な事業者が多い産業の特性や伝統的な技術等を保存・継承する職人さんの役割の重要性への配慮
- 工芸品等の活用に努めること。

### 事業者の役割

- 技術、人材等の生産基盤の保持
- 伝統的な素材、技術又は意匠を生かした新たなものづくりの推進
- 伝統を生かした新たな生活文化の提案、普及を行うなど、現在及び将来の需要基盤の形成
- 伝統と文化のものづくり産業が正しく理解されるよう、消費者に対する情報を提供

### 府民の役割

- 伝統と文化のものづくり産業に対する理解を深めること。
- 工芸品等を日常生活に取り入れるよう努めること。



## ～府の取組 3つの方向性～ 基本的な施策

### 人づくり～保存・継承と人材育成

伝統的な技術等の保存・継承、次代を担う人材の育成を推進します。

### ものづくり～時代にマッチした新たなものづくり

事業者による伝統的な素材、技術又は意匠の新分野への活用、先端技術等との融合、既存分野での応用等により伝統を生かした時代にマッチした新たなものづくりを推進するため、事業者間の交流や産学連携の推進などの施策を実施します。

### 環境づくり～啓発・情報提供

府民が広く伝統と文化のものづくり産業に対する理解を深めることにより伝統を生かした新たな生活文化の創造を推進します。また、観光旅行者等の滞在者の伝統と文化のものづくり産業に対する関心を高めるため、積極的な啓発や情報の提供を行います。



## 指定制度等の施策

- 京もの指定工芸品及び京もの技術活用品の指定
- 京もの認定工芸士、京の名工制度の創設
- 伝統食品等の指定
- 伝統と文化のものづくり産業の集積等による振興

## 推進体制

### 「審議会の設置」

知事の諮問に基づき、伝統と文化のものづくり産業に関する重要事項の調査審議を行うための専門家による審議会を設けます。

### 「推進組織の整備」

府民の皆さんや事業者の方々と一体となって、工芸品等の活用など伝統と文化のものづくり産業の振興を図ります。

条例本文や検討の経過など、詳しくは京都の伝統と文化のものづくり産業に関する京都府のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kyoto.jp/senshoku/>

伝統と文化のものづくり産業に関するイベント情報等も掲載しています。

——【お問い合わせ先】——

京都府商工部染織・工芸室

TEL:075-414-4858 FAX:075-414-4870

京都府伝統と文化の  
ものづくり産業振興条例

